

ロシア連邦政府決定

2022年8月31日付第1519号

貴金属または貴金属を張った金属のくずおよびスクラップ、ならびに貴金属または貴金属化合物を含有するその他のくずおよびスクラップであって主として貴金属を取り出すために利用されるもののロシア連邦からの搬出の一時的禁止について

2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約第29条、第47条および附属書7ならびに連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第21条第2項第1号にしたがい、かつロシア連邦の経済的安全保障を目的として、ロシア連邦政府は以下を**決定する**。

1. 2022年9月1日から2023年2月23日まで(同日を含む)の間、貴金属または貴金属を張った金属のくずおよびスクラップ、貴金属または貴金属化合物を含有するその他のくずおよびスクラップであって主として貴金属を取り出すために利用されるもの(ユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類コード7112)、ならびに電気・電子機器のくずおよびスクラップであって主として貴金属を取り出すために利用されるもの(ユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類コード8549 21 000 0および8549 29 000 0)のうち、ロシア連邦の国内市場にとって著しく重要であるものをロシア連邦から搬出すること一時的に禁止する。

当該の一時的禁止措置は、本決定第1項第1段落に掲げる商品であって、2022年9月1日以降にロシア連邦から搬出されるもの、およびユーラシア経済連合関税領域からの搬出を許容する通関手続きにしたがって9月1日より前に通過許可されたものに対して適用する。ここには、ユーラシア経済連合関税法典第115条および第116条が定める特異事項、またはユーラシア経済連合関税法典第104条第8項にもとづいてユーラシア経済連合加盟国の関税規制に関する法が定める特異事項にしたがって税関申告が行われた商品も含まれる。

当該の一時的禁止措置は、陰極用アンチモンインゴット、ならびに貴金属のスクラップおよびくずのロットから採取された試料(1試料の重量500g以下)であって、1998年8月17日付ロシア連邦政府決定第972号「貴金属の精錬を行う組織の業務手順および貴金属の精錬を行う権利を有する組織一覧の承認について」が承認した貴金属の精錬を行う権利を有する組織一覧に含まれる組織が契約上の義務を履行するために搬出するものについては、これを適用しない。

2. ロシア連邦経済発展省は、所定の手順にしたがって以下を実行する：

本決定第1項に掲げる一時的禁止措置の導入につき、ユーラシア経済委員会に通告を行う；

本決定第1項に掲げる商品のユーラシア経済連合関税領域からの搬出を一時的に禁止する措置の導入をユーラシア経済委員会に提案し、その検討を求める。

3. 本決定は2022年9月1日をもって発効する。